第14号様式（第8条関係）
（その1）

平成２８年分
（平成　年　月　日開催分）

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□	2以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

（ふりがな）

1　政治団体の名称　ぜいりしによるきたがわともかつこうえんかい
税理士による北川知克後援会

2　主たる事務所の所在地　〒 572-0063
大阪府寝屋川市春日町８番１３号 中谷廣一税理士事務所内

3　代表者の氏名　中谷 廣一

4　会計責任者の氏名　中島 勤

事務担当者の氏名　中谷 廣一
（電話）072-828-9911
（電話）

受付
平 29.5.30
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無	
□	有
☑	無
公職の種類	（現・候）
（選挙区）	選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	北川 知克
公職の種類	衆議院議員（現・候）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
SE02316	H28	H290530	H	100550

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額			629,168	
（前年からの繰越額）			529,126	
（本年の収入額）			100,042	
支出総額			130,800	
翌年への繰越額			498,368	

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				
員数				

(2)　寄附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額												備考
	十億			百万				千			円		
(ア)　個人からの寄附													
（うち特定寄附）													
(イ)　法人その他の団体からの寄附													
(ウ)　政治団体からの寄附							100,000						
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）							100,000						
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）													
イ　政党匿名寄附													
合計（ア＋イ）							100,000						

（その６）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
1) 普通金銭信託の支店預金利子											3	9	28. 2. 13
4. その他金銭信託の支店預金利子												3	28. 8. 13
この頁の小計											4	2	
1件10万円未満のもの													
合　　計											4	2	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人その他の団体　3. 政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
近畿税理士政治連盟	100,000円	28.12.22	大阪市中央区谷町1-7-4	久保直己	
この頁の小計	100,000円				
その他の寄附					
合計	100,000円				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			円	
1　経常経費													
(1) 人件費													
(2) 光熱水費													
(3) 備品・消耗品費													
(4) 事務所費													
小計												0	
2　政治活動費													
(1) 組織活動費							1	2	0	0	0	0	パーティ券
(2) 選挙関係費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費													
(ア機関紙誌の発行事業費)													
(イ宣伝事業費)													
(ウ政治資金パーティー開催事業費)													
(エその他の事業費)													
(4) 調査研究費													
(5) 寄附・交付金													
(6) その他の経費								1	0	8	0	0	政治資金監査人報酬
小計							1	3	0	8	0	0	
合計							1	3	0	8	0	0	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分 組織活動費　　（立哨看）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
パーティ券購入	6,000円	28.4.18	自由民主党大阪府総裂政治資金	大阪市中央区平野町1-7-4階	
パーティ券購入	6,000円	28.10.18	土川知直君と共に三記念	大阪市中央区平野町1-7-4階	
この頁の小計	12,000円				
その他の支出					
合計	12,000円				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分 その他の経費 (筆者記名 鈴木剛1)

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
陰書記当番作成両1	10,800円	28.5.28	土建免電組理工務分土佐免支	大阪市中央区明法路町	
この頁の小計	10,800円				
その他の支出					
合計	10,800円				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年6月30日

政治団体の名称　税理士による北川知克後援会

会計責任者の氏名　中島勲　㊞

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　㊞）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成29年5月30日

税理士による北川知克後援会
代表者　中谷廣一　様

登録政治資金監査人　土佐和史
登録番号　2708号
研修終了年月日　平成21年7月17日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による北川知克後援会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として当該報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は聴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、税理士による北川知克後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等の明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった項目は無かった。

3　業務制限

税理士による北川知克後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上